

議案第 7 号

大牟田市選挙管理委員会が管理執行する選挙等における選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市選挙管理委員会が管理執行する選挙等における選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市選挙管理委員会が管理執行する選挙等における選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

大牟田市選挙管理委員会が管理執行する選挙における選挙長等の報酬及び費用弁償条例（昭和 3 4 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「1 0, 8 0 0 円」を「1 2, 2 0 0 円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「1 2, 8 0 0 円」を「1 4, 5 0 0 円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「1 1, 3 0 0 円」を「1 2, 8 0 0 円」に改め、同表開票管理者の項中「1 0, 8 0 0 円」を「1 2, 2 0 0 円」に改め、同表選挙立会人の項中「8, 9 0 0 円」を「1 0, 1 0 0 円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「1 0, 9 0 0 円」を「1 2, 4 0 0 円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9, 6 0 0 円」を「1 0, 9 0 0 円」に改め、同表開票立会人の項中「8, 9 0 0 円」を「1 0, 1 0 0 円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬額を改定するため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。